

(別表) 指定給水装置工事事業者の違反行為に関する行政処分等の基準

違反項目	水道法根拠条文	関係条文 水道法 水道法施行規則	市規程根拠条文	違反内容	措置内容
指定要件違反	第25条の11第1項第1号 第25条の3第1項第1号 第1項第2号 第1項第3号イ 第1項第3号ロ 第1項第3号ハ 第1項第3号ニ 第1項第3号ホ 第1項第3号ヘ	施行規則第21条 施行規則第20条 第25条の4第2項 第25条の4第1項	第7条第1項第1号 第7条第1項第2号	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。 2. 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。 3. 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものであるとき。 4. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。 5. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 6. 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 7. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 ① 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。 ② 道路掘削許可、道路使用許可等を受けずに工事を施工したとき。 ③ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 ④ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は、被害を与えたとき。 ⑤ その他の違反行為(主として管理者の承認を受けないで工事を施工したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。)	指定の取消し
				8. 法人であって、その役員の内に上記3~7のいずれかに該当する者がいることが判明したとき。	指定の取消し
				1. 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。 2. 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定の取消し 指定の効力の停止3か月以下
				1. 次に掲げる事項の変更届を提出しないとき。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ③ 法人にあっては、役員の氏名 ④ 給水装置工事主任技術者の氏名又は免状交付番号 2. 休止届(30日以内)、廃止届(30日以内)、再開届(10日以内)を届出しないとき。	指定の取消し 指定の効力の停止6か月以下
				3. 上記1, 2について虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し
				1. 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。 2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有するものを従事させず、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。	指定の効力の停止1か月以下
				3. 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。 主として ① 管理者が定める給水装置工事施行基準に適合しない工事を行ったとき。 ② 検査の改善指示に従わないとき。 ③ 管理者に届けず断水工事を行ったとき。	指定の効力の停止6か月以下
				4. 給水装置工事主任技術者及び他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保しなかったとき。	指定の効力の停止3か月以下
				5. 水道法施行令第5条に規定する基準に適さない給水装置を設置したとき。	指定の効力の停止6か月以下
				6. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定の効力の停止3か月以下
				7. 指名した給水装置工事主任技術者に、施工した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定の効力の停止3か月以下
工事実行に関する義務違反	第25条の11第1項第5号	第25条の9	第7条第1項第5号	給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定の効力の停止3か月以下
	第25条の11第1項第6号	第25条の10	第7条第1項第6号	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定の効力の停止3か月以下
	第25条の11第1項第7号		第7条第1項第7号	施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいとき。	指定の効力の停止6か月以下
不正申請	第25条の11第1項第8号	第16条の2第1項	施行規則第18条	第7条第1項第8号 不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。	指定の取消し

備考 1 指定給水装置工事事業者が、別表に掲げる違反行為を2以上行ったときは、違反程度が重いと認められる行為をもって行政処分を行う。

2 措置内容は、各違反内容に対する最大の罰則を示している。

ただし、これにかかるわらず、管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、指定の取消しを行うことができる。

(1) 第3条第2項の規定によるてん末書の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

(2) 度重なる違反行為を行っているとき。

(3) 違反行為が著しく悪質であると認められるとき。

(4) 明らかに社会秩序違反となる行為により、業務の適正な履行が見込めなくなったとき。